

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年7月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年7月4日農林水産省告示第1084号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
北井八千代	浜松市天竜区佐久間町浦川4147	浜松市役所
澤中博邦	浜松市天竜区水窪町地頭方830	浜松市役所
春山和一	浜松市天竜区水窪町地頭方1309の2	浜松市役所
北澤俊一	浜松市天竜区水窪町地頭方324、828、831の2、832	浜松市役所
湯浅麟三郎	浜松市天竜区水窪町地頭方828	浜松市役所